

平成二十三年政令第三百八号

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令

内閣は、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条第八項、第二十三条、第二十六条第一項及び附則第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公務員の範囲）

第一条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（以下「法」という。）第十六条第一項の表の第一号の上欄に規定する政令で定める国家公務員は、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二条第一項第一号、第三号、第四号及び第七号の五に掲げる者、同項第五号に掲げる者（同項第二号又は第四号の二に掲げる者に準ずる者を除く。）並びに同項第六号及び第七号に掲げる者とする。

2 法第十六条第一項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地方公務員は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第一号、第二号の二から第四号まで及び第五号に掲げる者とする。

（交付金の交付の時期）

第二条 法第十八条第一項の規定により政府が市町村（特別区を含む。）に交付する交付金は、法第七条第四項に規定する支払期月の前月に、それぞれ当該支払期月の分を交付するものとする。

（旧児童手当法の規定の適用についての技術的読替え）

第三条 法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる旧児童手当法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十八条児童手当の見出し、同条

第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定により適用する第二十条第一項各号
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）

第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）

第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）
第二項及び第三項、第十條第一項並びに第二十一條第二項	第十八条第二十條第一項各号	児童手当	児童手当相当給付（子ども手当のうち平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項又は第五項の規定に基づきこの法律の規定により支給する児童手当とみなされる部分をいう。以下同じ。）

<p>第五項 法第二十条第六項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童</p>	<p>第八項 法第二十条第六項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童</p>	<p>附則第七項から第六項まで 第一項から第六項まで 第一項の給付の受給同項 資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項まで</p>
---	---	---

<p>第五項 法第二十条第六項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童</p>	<p>第八項 法第二十条第六項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童</p>	<p>附則第七項から第六項まで 第一項から第六項まで 第一項の給付の受給同項 資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項まで</p>
---	---	---

<p>第七項 法第二十条第六項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童</p>	<p>第八項 法第二十条第六項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童</p>	<p>附則第七項から第六項まで 第一項から第六項まで 第一項の給付の受給同項 資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項まで</p>
---	---	---

<p>第七項 法第二十条第六項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童</p>	<p>第八項 法第二十条第六項の規定により児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童</p>	<p>附則第七項から第六項まで 第一項から第六項まで 第一項の給付の受給同項 資格及び当該給付の額についての認定の特例その他第一項から第六項まで</p>
---	---	---

